

- 1 議長挨拶
- 2 経過報告
 - 7月11日 第53回連携会議
 - 7月25日 石狩市公立小中学校事務職員協議会 夏季研修会
かでの2・7 参加者数20名
 - 8月1日 ふらのフォーラム 石狩市参加者数 6名
- 3 協議題1 石教研2次集会レポート作成について～別紙
- 4 協議題2 学校配分予算の在り方について（予算要望の共通課題について）～別紙
- 5 協議題3 就学援助事務の交流について～別紙
- 6 実践交流 花川中：校内における予算要望活動について～資料はHPに掲載
- 7 連絡事項
「保護者負担調査」について 提出期日が8月29日（金）までとなっています。
提出のほどよろしく申し上げます。

<協議題1> 石教研2次集会レポート作成について

- 9月 初旬 : レポート原案作成 完成（担当：品川）
- 中旬 : 研究部会実施
- 9月26日 : 定例会にて全体検討
: 丁合作業
- 10月 2日 : レポート提出

＜協議題2＞ 学校配分予算の在り方について（予算要望の共通課題について）

今回、予算要望の調査の一環として今まで様々な意見が出ていた「学校配分予算」について調査を行ってみました。調査の結果、全体に共通していたのはもちろん予算の増額でした。それに関しては予算要望書にも常々書かれていますので、今回は改めて出てきた特徴のあるものを交流できればと思います。

交流の観点

- ① 「流用ができるようになれば」という意見が多かったが、具体的にどのようなところが不便でどのようにしていけばよいと思うか？現状の交流と今後の方策を
- ② 図書整備用消耗品新設という意見があったが、該当校があれば現状の交流を。多岐にわたる外部指導者の方が入っていますが、同じような事例は？

平成27年度教育予算要望書 要望事項集約用紙

回答学校数 15校

1. 学校配分予算全般について

(1) 現在の学校配分予算の在り方に対し、執行上課題を有していること、改善に向けた方法、その他意見要望について自由に記載してください。(○番号は便宜上の学校番号です)

節	細節	細節内訳	意見要望等（枠の大きさは自由に変更してください）
需用費	消耗品費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場での消耗品費全般についての不足については以前から要望しているところでありますが、今年度本校では消費増税前と配分額が変わっていないため実質 85,000 円程度の減額配分となった。次年度は増税前の配分に増税分を増額して配分をお願いしたい。 ② ・増額を要望③
		行事費	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも増税前予算に増税分を増額した配分。② ・増額を要望③
		クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも増税前予算に増税分を増額した配分。② ・増額を要望③
		グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・増額を要望③
		衛生費	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも増税前予算に増税分を増額した配分。② ・増額を要望③
		学力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も続くありがたい。① ・昨年度までの現物支給がなくなって予算化されたため、配分増とはみなせないで現状維持といったところだと思います。今後とも減額しないで欲しい。② ・H26 よりできた項目、今後も残るよう注意が必要。(H25 までは現物支給) ⑧
	印刷製本費	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・自校印刷のものも多くなっているので印刷関係の消耗品も購入できればよい。毎年残が出て戻している。① ・H25 年度 113,000 円配分に対し決算 68,355 円だった。本校では若干配分は減らせるが、減らした分は消耗品費の消耗品費に配分して欲しい。② ・増額を要望③ ・節内の流用を可能にしてほしい④ ・毎月1000円を印刷製本費から支出できるようにならないか?⑦
	食料費	食料費	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり使い道がないように思う。配分自体減らして、その分消耗品に回してもらえれば。① ・増税前(H25 年度)の配分に戻すことが望ましい。②
	備品修繕料	一般備品	<ul style="list-style-type: none"> ・本校では教員・児童数が多く備品を酷使するためか備品に故障や不具合が頻発するので増額配分して欲しい。H25 年度では 70,000

			<p>円程度不足しました。②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増額を要望③ ・節内の流用を可能にしてほしい④ ・名前の変更、例えば教材備品⑧ ・配分額が少ないため、修繕要望にこたえられない。⑨
		ブラバント	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器修理費の増額を要望③
役務費	通信運搬費	郵送料	<ul style="list-style-type: none"> ・役務費全体で13万円程度必要である(郵送料6万円程度、クリーニング7万円程度)② ・学校だよりや行事案内等郵送の数が多いため、不足している。⑩
	手数料	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・普通・特別支援教室と保健室のカテを行うと7万円程度必要である② ・増額を要望③ ・清掃用モップや保健室関係のクリーニングで予算を使い果たしてしまい、カテのクリーニングが全くできない状況。配当予算の増額か、市内ロケーションでクリーニングをしてもらえる状況にしていきたい。⑤ ・現状ではモップと保健室用品のクリーニングしかできないので、年1回程度の教室カテを洗濯する予算を⑩ ・不足しているため次年度にクリーニングを持越し。増額希望⑩
備品 購入費	庁用器具費	管理備品	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり問題はないが、クラブ活動と分けている意味がないと思うので1本で。① ・少なくとも増税前予算に増税分を増額した配分。② ・増額を要望③ ・名前の変更。例えば教材管理備品。⑧
		クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも増税前予算に増税分を増額した配分。② ・増額を要望③

(2) その他、予算全体に関する事項

課題となっている事項	要望事項・改善方法
流用ができない①	節の中では流用を可能にしてほしい。特に、修繕料は多い年とない年もあり、不自由することがある。①
学校事情によって、(その項目を)使う学校、使わない学校がある。①	各学校へ配分する前に、調査等行い各校ごとの配分だと無駄がなくなるとは思うが、難しそう。①
細節間での予算のやりとりを出来るようにしてほしい(ex 印刷製本費で3万円余ったから備品修繕料へ3万円をまわす等)②	他市町村でこのようなことが出来るところも多い。石狩市のように配分予算の少ないところこそ、このような工夫が必要ではないでしょうか。②
図書整備用消耗品について④	<p>司書が配置になったことにより図書整備消耗品の執行額が増大し、他の消耗品購入費を圧迫しています。図書整備消耗品としての単独の予算付を希望します。</p> <p><u>本校の要望としてでなく、司書が配置されている学校全体の要望として扱っていただきたい。④</u></p>
節間流用を可能にしてほしい⑤	節間流用を可能にしてほしい。消耗品費などギリギリの費目もあれば、食糧費や印刷製本費など支出内容が限定されている費目は、いつも残額が発生する状況。効率的・効果的の予算の執行という観点からも、流用可能としてほしい。⑤
用紙、印刷機消耗品の購入について⑧	市内統一価格になるよう、市教委で一括見積ができないか?

<p>消耗品費の細節について⑧</p> <p>節の中で流用できないため、予算が有効に執行できない。⑩</p> <p>消費税率上昇に伴う予算措置⑩</p> <p>手数料の不足⑩</p>	<p>(少しでも価格が安くなるような購入方法を検討すべきではないか。) ⑧</p> <p>どの学校も一番多く支出している「用紙類」「印刷機消耗」を設けることはできないのか？(配当が「消耗品」という区分とは別に「用紙類」「印刷機消耗」等の区分ができないのか?) ⑧</p> <p>節の中では流用を可能にしてほしい。⑩</p> <p>消費税が8%になったため、その分予算が圧迫されており、必要なものが購入できない状況となっている。⑩</p> <p>印刷製本費や食糧費等は例年使い切ることが出来ていないため、そこで使用しなかった予算を手数料として流用可能にしてほしい⑩</p>
---	---

<協議題3> 就学援助事務の交流について

(1) 児童手当について

”児童手当法 第22条の3 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等”と、それをうけた”児童手当法施行規則 第12条の10”によると、本人が申出書を出して希望すれば、児童手当からその分を差し引くことが可能だということを知りました。徴収できるものとして、給食費、保育料、義務教育諸学校の学用品の購入に要する費用 etc. (別紙②参照) となっています。この、児童手当の作業ですが教育委員会は介さず、(石狩でいうと) 子ども家庭課の管轄になります。

これが実現すれば未納も少なくなりそうですがいろいろハードルも高意図考えられ、良い点・困りそうな点が混在します。考えられる点をいくつか挙げてみます。

①良い点

- ・なんとんでも未納が減る。
- ・もし、一括でできるとなると諸費の事務量が減る。

②困りそうな点

- ・本人からの申出書が必要。書いてくれるか？説得はすべて学校側。
- ・教育委員会が絡まない分、各学校統一されたものになるか？足並みが乱れた場合学校間格差が出る。
- ・道内でも数市町村が行っているようだが、児童手当事務取扱規則のような感じで決まっている。石狩市はまだそれが制定されていないようだ。(そもそも自治体毎の制定は必要なのか?)

※ 条例や規則等を見てもまず、給食費が最初に出てきます。石狩市では、給食費の未納に関しては、まだ実施している様子はありません。その状態で、いきなり教材費を、というのは難しいのかもしれませんが。今回、情報があつたので調べてみました。いろいろなものを参考に色々と考えていけたらと思います。

○当麻町児童手当事務取扱規則

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日までに行為されるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を

控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、町長は様式第10号による学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

ほぼ同様の管理規則

児童手当事務取扱規則	○美幌町	○新十津川町	○白老町	○本別町	○岩内町
	○池田町				
子ども手当支給事務取扱規則	○北斗市	○岩見沢市	○三笠市		

その他 (HPに掲載)

○留寿都村

申出による学校給食費等の支払について

児童手当の全部又は一部について、支給対象となる児童の学校給食費等の支払に充てることができます。支払を行う場合は、支払月の前月10日までに申出を行う必要があります。

支払に充てることができる費用	手続窓口・	問い合わせ先 連絡
留寿都小学校及び留寿都中学校に係る給食費	教育委員会	46-3321
るすつ保育所保育料	るすつ保育所	46-3253
放課後児童クラブ運営事業運営負担金	役場住民福祉課	46-3131

*支払ができるのは、申出を行った際に指定する支給対象となる児童に係る費用分となります。

○鹿部町

児童手当等からの学校給食費等徴収

保育料、学校給食費などを、申し出により児童手当等から徴収できるようになりましたので、希望される方は申出書の提出をお願いします。

石狩市平成23年度における子ども手当の事務処理に関する要綱

(申出による保育料の徴収等)

第10条 法第25条第1項又は第2項に規定する費用の支払の申出は、法第7条第4項に規定する支払期月の前月の15日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後において最初に到来する日曜日等以外の日)までに、省令第19条の申出書により行わなければならないものとする。

2 法第25条第1項又は第2項の規定による申出書の提出を受けたときは、子ども手当に係る保育料の徴収(支払)に係る通知書(別記第7号様式)により受給者に通知するものとする。